

第6章 計画の推進

本計画を推進していくためには、市民、福祉関係団体、事業者及び市（行政）が連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

1 市民の役割

市民一人ひとりが、高齢期も含めて将来をどのように過ごしていくのかということ視野に入れ、健康づくりをはじめとして、地域との関わりや趣味などの生活面や社会活動全般などに関して、早くから生活設計を行っていくことが必要です。

また、世代間の交流などにより相互理解を深め、一人ひとりが共に地域社会を担う一員であることを認識し、地域の支え合い・助け合い活動に積極的に参加していくことが求められます。

2 福祉関係団体の役割

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会（町会及び自治会を含む）、ボランティア団体及びNPO法人など地域福祉の推進に寄与する団体は、市や市民などと協働してさまざまな福祉事業を企画・実施し、地域の連帯感を高めていくことが求められます。

3 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたっては地域社会の一員であることを自覚し、また、多様なサービスの担い手としての社会的役割の重要性を十分に理解して、地域とのつながりを保ち、地域福祉活動に貢献することが求められます。

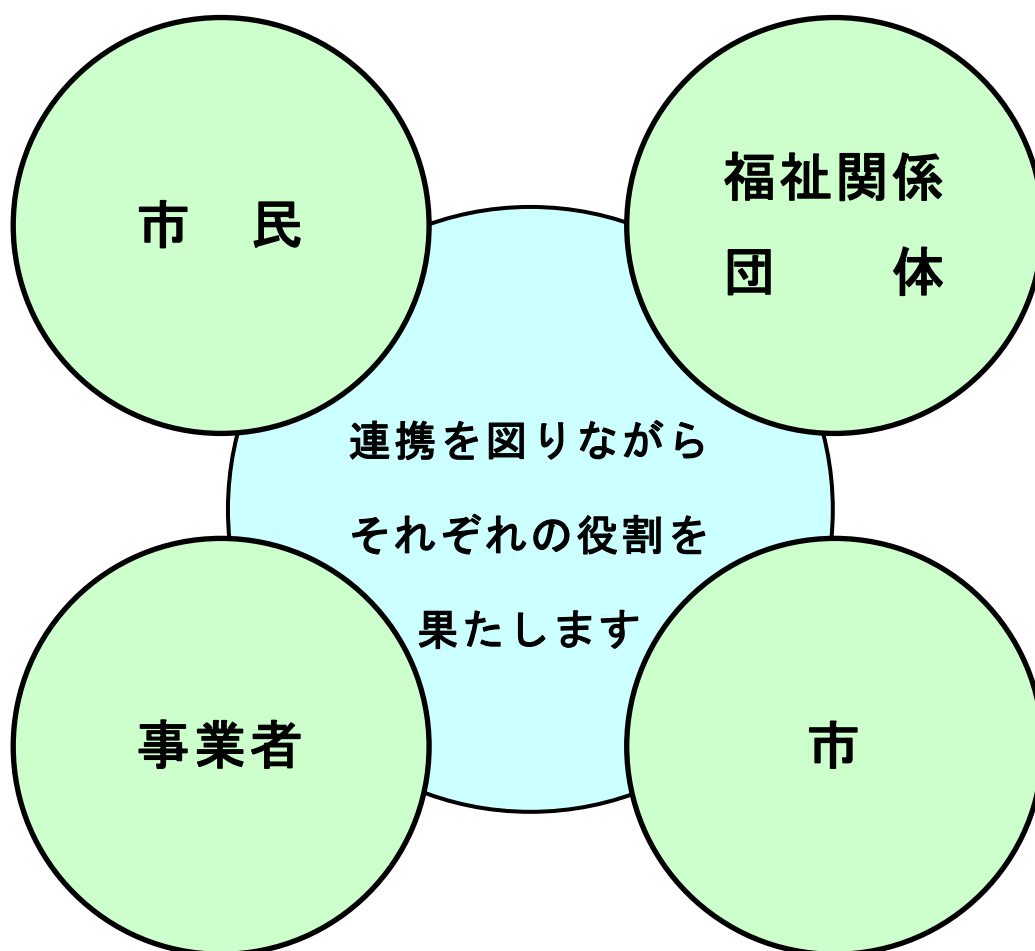
また、高齢者等への理解と雇用の促進に努めるとともに、職場環境の整備に努めることが求められます。

さらに、保健福祉事業においては人材が大きな財産であることから、従業員の資質向上のための研修機会の充実や待遇改善を図ることが求められます。

4 市（行政）の役割

市は、本計画に掲げた事業を効果的に実施していくとともに、市民、福祉関係団体及び事業者の活動体制を支援していきます。

また、市が設置・運営する施設について、高齢者を含むすべての人が安全かつ容易に利用できるよう、必要な措置を講じていきます。



計画推進のイメージ図